

琉球大学学術リポジトリ

フランスの倒産時賃金立替払い機関による立替払い拒否（上）

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2021-04-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 戸谷, 義治 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/48242

フランスの倒産時賃金立替払い機関による立替払い拒否(上)

戸 谷 義 治

はじめに

フランスでは1970年代に、企業倒産時に倒産企業が賃金等の労働債権を支払えなくなる事態に備えて、強制保険による賃金立替払い制度が整備された。

日本と比べても中小企業が多く、またいわゆる私的整理が活用されることの少ないフランスにあっては、毎年の倒産件数も多く、それら企業に雇用されていた労働者が賃金等の支払いを十全に受けられない事態も少なくない。そのため、毎年1兆ユーロを超える賃金立替払いが実施されている。

その一方で、そもそも立て替え払いを受けようとする就労者が労働者であるのかどうか、また労働者であるとして立て替え払いを受け得る金額が申告の通りであるのかなどについて疑義を生じ、立て替え払いが拒否されて紛争となる事例も少なくない。

さらに、未払い賃金を含む倒産企業の負債額は、立て替え払い機関が関与することなく裁判所によって確定されるが、そこで確定された未払い賃金額が、本当に立て替え払いの対象となり得るのかについても事後的に争いになるなど、様々な立て替え払い拒否事案が生じている。

特に倒産手続きは、通常時の使用者（企業）と労働者という二項対立ではなく、手続きを監督する裁判所や、財産管理や生産・再建を担う管財人、倒産企業に対して金銭債権等を有している債権者など様々な登場人物が現れてくる。そこにさらに立て替え払い機関が登場することで、そこでの法律関係は複雑にならざるを得ない。

そこで、本稿ではフランスの倒産時賃金立替払い制度を概観した上で、立て替え払い拒否に伴う紛争の発生、特に立て替え払い機関が第三者として裁判所の決定に異議を申し立てる事態について紹介、検討することとしたい。

I フランス立替払い制度

1 AGSの概要

フランスにおいて倒産企業における賃金不払いの場合に、その立替払いをする保険機関が、賃金債権保険制度運営協会（Association pour la gestion du régime d'assurance des créances des salariés : AGS）である。これは、労働契約から生ずる債権の支払のための保険のための1973年12月27日法律1194号によって創設されたもので、企業の倒産等に際しての賃金等不払いの危険に対処するための公的保険を運営する。AGSは、商工業雇傭協会（Association pour l'emploi dans l'industrie et le commerce : ASSEDIC）の全国組織である全国商工業雇傭協会連合（Union nationale des ASSEDIC : UNEDIC）^{*1}と管理協定を結び、UNEDIC及びASSEDICが保険料の徴収等の業務を行っている^{*2}。

2 加入義務者及び保障対象者^{*3}

AGSによる保険は法定強制加入保険であって、商人、手工業者^{*4}、農業者、又は私法上の法人であって1人でも雇傭している者は全て、仮に被用者が国外

*1 UNEDICおよびASSEDICは、1958年12月31日に経営者団体のフランス企業運動（Mouvement des Entreprises DE France : MEDEF）、手工業専門職連合（Union Professionnelle Artisanale : UPA）及び中小企業総同盟（Confédération générale des pites et moyennes entreprises : CGPME）と前述の5つの代表的労働組合（CFDT, CFE-CGC, CTFC, CGT, CGT-FO）との間で締結された労使間合意により設立された労使同数代表による失業保険制度運営機関で、前者が全国レベルの基金管理、財源管理等を行い、後者が加入管理、保険料徴収、保険給付等の窓口業務を行っている。労使協定に基づく民間組織であるが、協定を政府が承認する形で強制力を持たせ全民間部門に適用させている。なお、日本労働研究機構欧州事務所「フランスの失業保険制度と職業訓練政策（特別レポートVol. 6）」（2003年）13頁、日本労働政策研究・研修機構「フランス・ドイツにおける雇用政策の改革（労働政策研究報告書No. 15）」（2004年）26頁参照。

*2 Jean Pélissier, Alain Supiot, Antoine Jeammaud, Droit du travail, p.1169.

*3 アルザス・ロレーヌ地方のモーゼル県、オ・ラン県、及びバ・ラン県には、特別規定の適用があつて、商人等以外の者であっても弁済不能状態があれば倒産手続きが行われるが、AGSによる賃金立替払いについてもこれらの県における倒産者の雇人につき適用されるとするのが判例である（AGSほか対 Mauhin(Heintz)ほか事件・破棄院社会部2001年11月14日判決）。

*4 労働法典では理由は不明であるが、手工業者名簿被登録者（personne immatriculée au répertoire des métiers）ではなく、従来からの手工業者（artisan）という用語が残っている。

で業務に従事しているとしても、倒産手続きにおける賃金不払いの危険等に対し、その負担において保険に加入しなければならない（労働法典L. 3253-6条）。特に私法上の法人については、どの範囲の法人に加入義務が課せられているのか問題となるが、その業務内容とは関係なく、倒産による賃金不払いの危険があれば加入義務が課せられるとするのが判例である^{*5}。加入義務者たる使用者は毎月各労働者の賃金にAGS理事会が定める率を乗じた額に相当する額をASSEDICに対して保険料として支払う^{*6}。ただし、使用者がこの義務を十全に履行していたか否かは、倒産時において労働者が立替払いを受けうる権利には影響を与えるものではなく、仮に保険料が支払われていなかったとしても、労働者は通常の場合と同様に立替払いを受けることができる（同法L. 3253-7条）。

保障を受けるためには、労働者であることが必要である。形式上は労働者となっている者であっても、実質的に見て経営者と同視し得べき者であるときには、立替払いはなされない^{*7}。また、労働者が外国で勤務していたとしても、

*5 執行官（huissiers）の専門職民事会社（société civile professionnelle : SCP）に加入義務を肯定した判例として、GARP 対 SCP Boyard 及び Giard 事件・破棄院社会部1990年11月7日判決。社会保障家族手当分担金徴収組合（URSSAF）に加入義務を肯定した判例として、ヴォージュ社会保障家族手当分担金徴収組合対AGSほか事件・破棄院社会部1988年4月21日判決。テレビ放送機関の加入義務を肯定した判例として、Assédic de l'Ain et des Deux Savoie ほか対 SA Télévision du savoir 事件・破棄院社会部2000年2月29日判決。逆に、法人の性質がこれと両立しないとして加入義務を否定したものとして、煙草産業専売公社（Service d'exploitation industrielle des tabacs et allumettes : SEITA）につき、GARP ほか対煙草産業専売公社事件・破棄院社会部1991年11月6日判決、エール・フランス（Air France、事件当時全株式を政府が保有）につき、破棄院社会部1991年4月17日判決。

*6 保険料率は頻繁に改定されており、2003年9月1日以降、一時的に0.45%に値上げされ（前掲・Jean Pélissier, Alain Supiot, Antoine Jemmaud, Droit du travail, p.1169）、2005年7月20日AGS理事会決定により同年4月1日以降の保険料について0.35%に戻された（AGSホームページ「Métier et missions de l'AGS」：<http://www.ags-garantie-salaires.org/index.php?idmenu=21&chemin=21&idarticle=20&ordre=>）が、2006年1月26日理事会決定により同月1日から0.25%となった（同ページ「Actualités」：<http://www.ags-garantie-salaires.org/index.php?idmenu=67&idarticle=135&chemin=67>）。

*7 倒産会社の技術部門責任者につき、実質的に見て支配人と同視すべき立場にあるとして保障を拒否したAGSの判断を支持した判例として、Lerable 対 Pierrat 事件・破棄院社会部1998年1月28日判決。

保障の範囲となる（同法L. 3 2 5 3 - 6 条）^{*8}。

3 立替払いのための手続

前述の労働債権表の作成期限までに賃金等の全部または一部が支払われることが不可能である場合には、債権者代表は当該倒産企業の所在地を管轄する A S S E D I C に対し^{*9}、労働債権表を提示した上で労働債権の立替払いをなすべき事を請求する。債権者代表がこの請求を怠った場合には第三者が請求をなすことも許容される^{*10}。A G S は A S S E D I C からの請求を受けて、債権者代表に対し、労働債権表に記載されかつ未払である労働債権を支払い、これを受領した債権者代表が個別の労働者に対して労働債権表の記載に基づいて立替払い金を支払うこととなる。A G S が支払をなすべき期限も、前述の労働債権表作成と同様に非常に短く定められており、5 日以内に支払われるべき債権として①超優先債権となるべき債権、②裁判所が清算を宣言したときに、労働の 1 月半に相当する最高額を限度として、観察期間の間に支払われるべき金員、③清算判決後 1 5 日間の額、及び④労働者代表について清算判決による許可を受けた営業活動の暫定的継続の間の清算判決後 1 月間の額があり、それ以外の債権についても 8 日以内に支払わなければならない（同項 2 号）。仮に、労働債権表に記載された債権額等について第三者からの異議が述べられ争訟となっている場合であっても、A G S は立替払いを拒むことはできない（同法 3 2 5 3 - 8 条）。

*8 フランスで設立され、イタリアの裁判所で破産宣告を受けた企業の従業員に対する A G S の立替払い義務を肯定した例として、グルノーブル控訴院 1999 年 10 月 18 日判決。逆に、ドイツで設立され、欧州連合域内の他国で破産宣告を受けた企業の従業員については A G S による立替払い義務を否定している（破棄院社会部 1998 年 1 月 20 日判決）。

*9 法文上は、債権者代表が直接 A G S に対して請求を行うとあるが（労働法典 L. 143-7 条 3 項）、実際にはまず A S S E D I C への請求を行うようである（Bernadette Lardy-Pélissier, Agnès Roset, Lysiane Tholy, Le code du travail annoté, Code annoté RF 2002, p.415.）。

*10 破棄院社会部 1993 年 12 月 1 日判決。

4 保障対象および保障制限

（１）保障対象となる債権

労働法典L. 3253-6条から3253-13条までが、AGSによって保障されるべき債権を定める。立替払いを受けることができる債権は比較的広く、倒産手続開始判決の日に使用者が労働者に対して負担する債権、観察期間中、更生計画を確定する判決に続く1ヶ月間、清算の判決に続く15日間、及び裁判上の清算判決によって許可された事業の暫定的維持の間になされた労働契約の解除から生じる債権、法定企業利益参加制度から生じる債権で更生又は清算手続開始時に請求可能なもの、などである。また、これらの額は社会保険等の保険料を含む。

立替払いを受けるためには、当該債権が労働契約から生じる債権であることが必要である。そこで、いかなる種類の債権が労働契約から生じる債権といえるかであるが、いわゆる賃金がこれに含まれることは争いが無い。その外、判例は労働者と使用者との間に直接的に発生する債権であれば、労働契約から生じる債権と認める傾向にあり、労使の協定等で使用者が労働者に給付すると定められた労働者の共済活動のための金員^{*11}や、使用者から労働者に支払われるべき各種の損害賠償が含まれる^{*12}。逆に、もともとは労働債権としての性格

*11 共済のための金員支払いが保障の対象となることを認めた例として、SA Perga ほか対 Seller ほか事件・破棄院社会部1995年4月5日判決。

*12 当該損害賠償債権がAGSによる保障の対象内であるとする判例として、使用者が主日の安息に対する無理解によって労働者を当該安息日に就労させたことによる損害賠償の例（AGS ほか対 Taillandier ほか事件・破棄院社会部1999年6月8日判決）、賃金支払が遅滞したことによる損害賠償の例（AGS ほか対 Baudron ほか事件・2001年7月10日判決）、給与明細不交付による損害賠償の例（AGS de Paris 対 Marquis ほか事件・破棄院社会部2002年12月4日判決）、雇傭保険の条項違反による損害賠償の例（Aubin 対 CGEA Délégation régionale Unédic-AGS de Chalon-sur-Saône ほか事件・破棄院社会部2002年10月30日判決）、社会保険機関に対する使用者の義務の不履行による損害賠償の例（Lanot 対 Bellot ほか事件・破棄院社会部2000年10月17日判決）、職制のための退職年金基金不加入による損失分の損害賠償の例（AGS ほか対 Cicchi ほか事件・破棄院社会部2002年1月8日判決）、使用者が負担すべき保険料の賃金からの不当天引きによる損害賠償の例（GARP ほか対 Minez ほか事件・破棄院社会部1999年1月12日判決）、妊娠休職中の女性労働者に対する解雇の無効確定後、倒産して法人格が消滅した場合に解雇による損害賠償及び法人格消滅後の休暇手当の保障を認めた例（AGS ほか対 Saouri 事件・破棄院社会部2003年1月29日判決）などがある。

を有していたとしても労使の合意等によってその性質を失っているものや^{*13}、労使紛争に伴う手続等によって生じた損失^{*14}、使用者と第三者との契約等を原因として反射的に労働者が利益を受けることが予定されたもの^{*15}、雇用関係の社会保険の掛け金など労働関係と強い牽連性を有しているとしても労働者以外の者が債権者となるようなもの^{*16} などについては保障の対象外としている^{*17}。また、破棄院社会部1993年5月25日判決は、雇用調整計画に基づく解雇の事案で、解雇対象年齢である50歳には達しているが定年前退職金を受け取ることのできる年齢に達していなかった労働者が、定年前退職金相当額をAGSによる保障対象内であると主張したのに対し、このような特典はそれが得られなかったからといって解雇による損害とは認められないとし、請求を退けている。

*13 退職した労働者が退職金の一部を会社持分権によって受け取ることを使用者と合意して当該持分権を取得したが、約1年後に当該会社が倒産を宣告された事案で、当該労働者が持分権の払戻債権をAGSによる保障対象内と主張したのに対し、これを退けた例（Assédic de Nancy ほか対 Waltrigny ほか事件・破棄院社会部1998年7月7日判決）や、賃金の一部を株式として受け取ることを合意した場合、一種の更改契約が成立し賃金としての性格を失っているとしてAGSの保障の対象とはならないとした例（Ramos 対 AGS ほか事件・破棄院社会部1993年6月22日判決）がある。

*14 裁判において使用者による濫用的抵抗のために損害が発生した場合の債権について否定した例（AGS de Paris ほか対 Rubio ほか事件・破棄院社会部2000年1月26日判決）や、新民事訴訟法700条の適用によって手続上生じた損失について否定した例（AGS ほか対 Mignot ほか事件・破棄院社会部1999年3月2日判決）などがある。

*15 移民労働者の労働訓練に関する債権について、労働契約と強く関連しているものの、これを実施する協定は使用者と国の出入国管理当局との間で締結されているものであって、労働契約の実施に伴うものとは認められないとした例（Assédic de la région Auvergne ほか対 Dorbani ほか事件・破棄院社会部1993年2月24日判決）がある。

*16 倒産企業が支払っていなかった退職年金基金に対する掛金債権について保障範囲外とする例（Assédic des Bouches-du-Rhône ほか対 Strohm ほか事件・破棄院社会部1998年3月31日判決）、清算手続において会社が強制される裁判所への文書引渡債権が保障範囲外とする例（AGS de Paris ほか対 Bouchet 事件・破棄院社会部1993年10月8日判決）などがある。

*17 その他に、手続開始前に不当解雇された従業員に対して債権者代表からなされるべき通知が遅滞したために不当解雇についての損害賠償債権について手続に参加することができなかった損害額はAGSの保障対象とはならないとするものがある（破棄院社会部1999年3月2日判決）。

（２）保障制限

AGSによる保障は、保障を受けるべき債権の根拠となる契約が、手続開始のどれだけ前に締結されたものであるかにより、異なる上限が設定されている（労働法典L. 3253-17条1項、同法典D. 3253-5^{*18}）。

まず、原則としては、失業保険の保険料算定基礎月額上限の6倍に相当する額が上限となる。そして、債権の根拠となる契約が、手続開始前2年6ヶ月以内に締結されたものであるときは5倍、半年以内であるときは4倍となる。このように、根拠となる契約の締結時期によって上限に差を設けるのは、倒産が迫った状況において、労使がAGSによる立替払いをあてにして駆け込み的に賃金等の増額を図ることを防ぐ目的と解されるが^{*19}、従来^{*20}の、手続開始前6ヶ月以上前に契約が締結されているときは1.3倍、6ヶ月以内の場合は4倍と定めていた事に比べると、倍率の幅は小さくなっている。

5 償還手続き

AGSは、その立替払いをなした額のうち、超優先債権となるべき債権および労働法典L. 3253-8条に定める債権については、当該債権に附着する優先権を維持したまま労働者に代位して、債務者に対し支払を求める。また、他の債権のうち手続開始前に発生していた債権の分については、商法典の倒産手続に従い、一般債権者として立替払いをした金額分を償還する（同法L. 3253-16条）。

II AGSの活動

本稿執筆時点において統計等の情報が出そろっている2018年におけるAGSの活動状況を概観すると以下ようになる。

*18 現行の上限設定は、2008年5月1日デクレ2008-244号による旧D. 143-2条改正による。

*19 前掲・川口『フランスにおける企業倒産と労働者保護』161頁。なお、一般に期間を区切る理由は上記のように説明されるが、倒産直前に減額がなされた場合であっても、その取扱に差異はない。

*20 1986年3月6日デクレ353号

まず、倒産開始件数は、5万4627件^{*21}。そのうち開始と同一年において最初の立て替え払いがAGSに請求されたのが2万1945件である^{*22}。

立て替え払い制度によって支払いを受けられた労働者は、18万8150人であるが、就労企業の規模を見ると、上記2万1945件の倒産のうち、100人以上を雇用していた企業は0.6%に過ぎず、大部分がそれ未満の中小企業である。

AGSが立て替え払いを担当する倒産手続きの内訳は、清算（破産）が63.1%、会社更生が35.7%、企業保護が1.2%である。

AGSが立て替え払いを行った総額は約1兆4870億ユーロであるところ、そのうちAGSが賃金支払い義務者たる倒産企業から回収できた金額は約6130億ユーロにとどまる。

立て替え払いを受けた賃金等債権の種類については、超優先債権^{*23}が47.9%で半数近くを占め、次いで優先債権^{*24}が29.9%、普通債権が12.6%、その他特別の保護を受ける債権が9.5%となっている^{*25}。

(続く)

*21 フランス銀行WEBページ (<https://www.banque-france.fr/statistiques/chiffres-cles-france-et-etranger/defaillances-dentreprises>)。

*22 AGS・WEBページ (<https://www.ags-garantie-salaires.org/rapport-dactivite-2018-2019.html>)。以下、特に断りのない限り、AGSの活動に関する数値は同ページ掲載のもの。

*23 超優先債権となる労働債権は、労働者及び見習いについて、裁判上の更生又は清算が開始された日以前60労働日につき支払義務のある全ての報酬から既に支払い済みの分を控除した額（労働法典L. 3253-2条）、及び有給休暇手当（同法3253-4条）である。前者には、賃金だけでなく、他の付随的債権として、有期契約終了手当（indemnité de fin de contrat à durée déterminée）、解雇予告手当（indemnité compensatrice de préavis）（同法122-8条）、派遣終了手当（indemnité de fin de mission）などが含まれる。

*24 優先債権に含まれるものとして、まず、労働または見習いの最後の6ヶ月分の報酬がある。この「最後の6ヶ月」の意味については、上記の超優先債権における60日の解釈と同様に倒産手続開始判決前において現に労働をした6ヶ月分の賃金であって、仮に手続開始の6ヶ月以上前に退職していたとしても、未払賃金があれば6ヶ月分の限度で優先債権となる。

*25 本稿は、令和2年度琉球大学若手研究者支援研究費（採択課題「企業倒産手続きにおける労働条件決定・変更法理に関する比較法的研究」）の助成を受けた研究成果の一部である。